

平成20年第4回東大和市議会総務委員会記録

平成20年10月20日（月曜日）

出席委員（8名）

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 関田正民君 | 副委員長 | 関野杜成君 |
| 委員 | 西川洋一君 | 委員 | 粕谷洋右君 |
| 委員 | 蜂須賀千雅君 | 委員 | 中間建二君 |
| 委員 | 御殿谷一彦君 | 委員 | 大后治雄君 |

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

| | | | |
|-----|--------|----|-------|
| 4番 | 粕谷久美子君 | 5番 | 長瀬りつ君 |
| 21番 | 二宮由子君 | | |

議会事務局職員（5名）

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 石川和男君 | 事務局次長 | 西永宣昭君 |
| 議事係長 | 小島裕治君 | 主事 | 新井利恵君 |
| 主事 | 指田弘安君 | | |

出席説明員（3名）

| | | | |
|--------|--------|---------|-------|
| 副市長 | 小飯塚謙一君 | 子ども生活部長 | 木内和郎君 |
| 市民生活課長 | 吉沢寿子君 | | |

会議に付した案件

- (1) 20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情

○委員長（関田正民君） ただいまから平成20年第4回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（関田正民君） 20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情、本件を議題に供します。

初めに、前回の委員会で要求いたしました資料について、市側の説明を求めます。

○子ども生活部長（木内和郎君） それでは、資料の説明を簡単にさせていただきたいと存じます。

まず資料①国立市議会における20第15号陳情と同趣旨の陳情の審査、審議の議事録の説明でございますが、この資料につきましては、国立市議会平成20年第1回定例会に「陳情第3号 離婚後の親子の面接交渉の法制化を求める陳情」として提出されまして、総務文教委員会に付託されたものでございます。総務文教委員会では、審査終了後採決に入りまして、その結果、賛成者挙手少数ということで不採択になった案件でございます。その後、平成20年3月27日の本会議の中におきまして採決をいたしましたところ、今度は賛成者挙手多数ということで、採択と決したものでございます。

2点目の資料②の説明に移らせていただきます。資料②につきましては「離婚後の親子の面会交流の法制化に関する法務省の見解」の説明でございます。この資料は平成20年5月8日、国会法第74条によりまして、衆議院議員、枝野幸男代議士より衆議院議長、河野洋平議長に提出されました「質問第357号、民法第766条及び第819条、ならびに、非親権者と子の面接交流に関する質問主意書」及びその答弁書の写しでございます。

質問につきましては7項目にわたっておりまして、平成20年5月16日付内閣衆質169第357号におきまして、各項目ごとに内閣総理大臣から衆議院議長に答弁書が送付されているところでございます。なお同趣旨の質問につきましては、平成20年5月14日参議院議員、谷岡郁子議員より参議院議長、江田五月議長あてに提出されまして、同5月23日付で内閣参質169第125号におきまして、内閣総理大臣から参議院議長に答弁書が送付されているところでございます。

以上でございます。

○委員長（関田正民君） 市側の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（中間建二君） 市側の方でお答えできる範囲でお願いしたいんですが、当市の市政運営の中でさまざまな市民からの相談事項もあるかと思うんですが、この陳情者がおっしゃっているような形の中で、そのいわゆる離婚等に伴う中で、親子の交流が断絶した事例についての相談、また支援等の体制が現在東大和市ではどうなっているのか、御説明いただければと思います。

○子ども生活部長（木内和郎君） まずこうした相談でございますが、市では法律相談を行ってございます。その中では弁護士と相談の方が相対で行いますことから、その相談の中で面接交渉についての相談があったかどうかは、中身が非常にそのプライバシーにかかわることでございますので、把握してございません。

また当子ども生活部におきましては、母子婦人相談を実施してございます。母子婦人相談ということで相談者は女性に限定させていただいているわけでございますが、この中では面接交渉に関する相談事例は、現在のところございません。

また市の考え方ということでございますが、この面接交渉につきましては、非常に利害関係が両極端に分散しているといたしますか、それぞれに非常にメリット、デメリットがございます。こうしたことから離婚の原因、

さまざまございまして、子供を取り巻く親権の問題もまたこれさまざまございまして。一律に考えることはなかなかできないものがあると思います。こうした事例につきましては、仮にそういう相談があった場合、一つ一つ事例ごとに対応あるいは取り扱いですね、非常に慎重にならざるを得ないというのが現状だと存じます。そういった中で市の考え方といたしまして、現段階では残念ながら考え方を示すことが難しいわけですが、今後の国の動向等を踏まえながら、慎重に対応していければと思っていますところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 今御説明いただいたような形で、なかなか確かに個別の事情を勘案しなきゃいけないってことは当然だと思うんですが、この陳情者がおっしゃっている陳情要旨、理由等の中でですね、離婚後の親子の面会交流に対する公的支援体制、また制度化ということで、罰則を伴った強制力を持ったものということになってるんですが、陳情理由の中でですね、仮に今の現行法制度では、調停を経て裁判所が面会交流の取り組みを行ったとしても強制力がないということで、ここに対してその罰則を伴った面会ということをおっしゃっていると思うんですが、この辺のこの現状、日本の法制度を裁判所の取り扱うこういう事例でですね、ここでいうその強制力がないってことに対して、例えばそれは何ていいますか、調停を行い、裁判所が一定の判断をしたとしても、それでも会えないケース、会わせないケースというのは相当数あるということなのか、その点についても市のほうでつかんでいることがあれば、御説明いただければと思います。

○子ども生活部長（木内和郎君） 少々古いデータで恐縮でございますが、2003年の司法統計年報によりますと、家庭裁判所の調停、審判で扱われた面接交渉に関する事件、あるいは子の監護に関する処分事件の17.4%がこういった面接交渉に関するものだというところでございます。その中で面接交渉が認められた事件、約半数、52%にとどまるということで、養育費あるいは扶養料の約70%に比べて比較的低い数字になっているということで、統計ではそういう形で出てございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 裁判所が調停なりで面接をしなさい、すべきだというふうに判断したとしても、それが実際に行われていないという例が、現行の日本の法制度のもとではどれくらいあるかということが、わかる範囲で——もしわからなければしょうがないんですが、わかる範囲でお願いします。

○子ども生活部長（木内和郎君） そういったデータにつきましてはちょっと手元にはございませんので、申しわけございませんがわかりませんが、ただその、公正証書という形で恐らく裁判になった場合に取引交わすと思うのですが、公正証書の中に強制執行認諾文言付公正証書という取り決めがあると思います。それがあれば、普通の公正証書よりは強制力が伴うのかなと思っていますところでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） この陳情者の子供に会えないという気持ちは、私は会いたいという親と会わせたくないという親と両方関係者知っておりますので、一方に偏った判断をしては、やっぱりだめなんじゃないかというふうに思うんです。一方、会いたいという人が、これまで現在の法のもとで会うための手続、これは基本的にはあるわけですね、そういう制度が。それで、いわゆる面接交渉権という名前では明確ではないようですけども、親権者あるいは監護者にならなかった場合でも、親が子供に会うということは当然認められるわけですね。

その会わせるか会わせないかということについては双方の親の利害関係が、今部長が言いましたように利害関係が著しく違いますので、その判断については調停あるいは最終的には裁判所の審判という形でそれが定ま

るわけですね。合わせるようにと定まった場合に、現実には会えないって事態があるのもまた事実なんですよ。この件について、今法はどの程度の力を持っているかという点ではいかがでしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 資料②の法務省の見解の中にも、多々そういった部分について回答を示してございます。そういった中ではまず日本の民法の中では、裁判長が会うように命令ができるという部分がございます。また調停、そういった制度もあることから、現段階では面接交渉、まあ「権」とまではいきませんが、面接交渉は認められているという見解をとっているようでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） やはり現実には——会えない人が現実にいるんですよ。それをどうしても合わせてくださいというのが、この陳情の趣旨ではあるっていうふうに私は思うんです。今部長が答弁しましたように、合わせることとなっている、裁判所もそれだけの強制力はあると言うんですけども、実態がどうかっていうところまで踏み込んで説明できなかったっていうのが現状と。ですからこれを何とか解決しなきゃならないっていうのが、陳情者の願いということだと私は理解するんです。一方何が何でも罰則をもって合わせるっていうことは、今度は逆の立場の人、これも裁判所において会わせないということもまた認められるということになってるわけですね。それはそれぞれの事情を個々に判断した上でやるわけですね。

ですからこの問題については非常に大変だと思うんですけど、現実には本当は合わせろっていうふうには、合わせるべきだと審判が下ったにもかかわらず、会えないということに対して、行政としては、法としては、どういう態度を現状今とれるのかっていうのを聞きたいんですよ。で、会えるようにできないのかと。ここでは公的支援の問題も含めて陳情者は言ってるわけなんですけど、その辺は明確に答えは出せんか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 資料①の国立市議会での質疑の中でも同様の御質問がございます。そういった中で市側の答弁といたしましては、いわゆる行政の守備範囲を大きく超えている問題であって、国、そういった法制度がですね、定まるのはもう少し見きわめながらですね、慎重に対応していきたいというのが、そういった回答でございます。これにつきましては、ちょっと歯切れの悪い言い方で申しわけないんですが、市としても現段階では先ほどもお話ししましたように、こうすべきだというちょっと結論は出せません。そういった中で国の動向ですね、これから見きわめていきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 今度は逆にね、会わせない、会わせたくない、あるいは会わせてはならないという事例で相談に来ている事例はありますか。そちらについては、市側ではどんなふう把握し、また法的にその子供やそれから子供だけじゃなくて、離婚した親同士の関係でも会わないほうがいいっていう事例があるんですよ。にもかかわらず、一方的に面会を求めてまとわりつくという事例もあるんですよ。こちらのことについては、どう判断されているんでしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） そういった相談事例としては特に承知してございませんが、例えば学童保育所あるいは保育園、そういったところに非監護親がですね、子供に会いたい、子供の居場所を教えてほしいという問い合わせが、本当にまれですがあります。そういった場合につきましては、もちろん御本人——親のほうですね、監護親のほうですね、その方と連絡をとって、こういう事例があるんだけどどうでしょうかということでお話すると、ほとんどが絶対に教えないでほしいという回答を得てます。そういった中で、申しわけないが教えられませんということで、お断りしているところでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 実は今のところでもね、裁判所の審判では合わせるようにというふうになっていて合わせない。だから親は仕方なく子供のいるところに行くわけですよ。公的機関に対して、合わせるようにしてほしいと言っても、今のように親権者あるいは監護者から合わせないと言われちゃうと会えないという事例があるんですよ。そこの区別は、当事者はどうやって区別してるんでしょうか。本来合わせるべきだというふうになっているのに監護者が合わせない事例と、本来会わしちやいけないうんだったという審判になっているにもかかわらず、会いに行っている親。この辺の判断はどのようにされてんでしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 本当にプライバシーにかかわることですので、親に離婚原因を聞くことはいたしておりませんが、ただ日本の場合に離婚の大部分が協議離婚ということで、そこには公正証書も何も存在しないのが現実だと思います。実際の裁判離婚あるいは調停離婚というのは非常に件数が少ないと、そういった中で夫婦同士での取り決めの中です、会う会わないということは、ちょっとうちのほうは確認はしてございません。またそういった非監護親が会いたいという話が来た場合でも、裁判ではどうなっているかということも申しわけございませんが、確認はしてございません。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） 子どもの権利条約という法的な部分からいえば、その9条で「児童の最善の利益に反する場合を除くほか」という大前提があって、権利を尊重するというようになっております。裏返せば、その児童の利益に反する場合は、というような内容にもとれるわけなんですよ。

陳情の要旨から言えば、公的支援体制を整えてくださいというところを主眼に考えた場合に、裁判所とかそれから国、各地方自治体、ひっくるめてさまざまな公的な支援体制を整えてくださいというふうな趣旨かなというふうに思うわけです。ただ現在の場合に、法整備が若干不備である部分が——若干というか法の不備があって、その部分で会いたくても会えないというようなことにもなっているのかなというふうに思います。不備があるからこそ、地方自治体としても権限がないので、強制力を発揮できないという部分もあるかなというふうに思っています。だからそういった意味においては、法的な不備をしっかりと整えていくことが、非常に重要な点かなというふうに思います。

ただですね、離婚後の親子の面会については、6年前に私どもの民主党も議員立法を提出しておりまして、内容についてはですね、離婚時の養育費や面会等の取り決めに推奨するものであって、これらに罰則は設けずに強制にわたるものではないというものであります。今回本件陳情はですね、罰則の伴った面会交流の制度化を要求するものでありまして、我が党としましてはなお検討すべき課題があると考えております。これは公的見解であります。今回資料を提出していただきましたこの枝野幸男議員もですね、我が党の議員でありますけれども、我が党の公式見解としては私が先ほど申し上げたとおりであります。

対象とする事案がですね、複雑多岐にわたるものに関し、安易に罰則を設けるべきではないのじゃないかというふうなところもありまして、今回罰則の伴った面会交流の制度化ということをごに要旨に書いてあるわけですけども、この罰則というものをどこに課していくかということで、非常にその何て言うのかな、賛成なのか反対なのかというのがまた分かれていくところになるのかもしれませんが、安易に親御さん、親権者もしくは親権者でない者に対して罰則を設けていくということに関しては、私どもはそれちょっとくみしないという部分であります。

ただですね、やっぱりその法的な不備という件に関して、やっぱり裁判所がそこに介在してるものに関しても、会いたいとか会わせませよというふうに取り決めを行った場合においても、合わせないという点に関し

てはやっぱりそこは非常に裁判所の取り組み不足という部分もあって、そこはやっぱり国のほうでしっかりと法的整備を整えていかなければいけないのかなというふうに思います。そういったことからすれば、やっぱり公的支援体制、法的整備をしっかりと整えていかなければいけないということには非常に賛同はさせていただくんですけども、安易に罰則を設けるべきではないというふうにも考えますので、なかなかちょっとこら辺は難しいかなというふうにも考えます。

やっぱりどうしてもですね、先ほど来行政のほうの答弁を伺っていますと、非常にあいまいもことしているとかですね、法的なところが非常に不備であって、そういったところを原因とかですね、要因としてなかなか公的支援体制がとれないよというような趣旨にもとれるんですけども、そういったことでよろしいんでしょうか。確認をさせてください。

○子ども生活部長（木内和郎君） 法的不備という部分の以前にですね、学説のほうでもこの面接交渉という法的性格について分かれているというところがございます。否定説と肯定説がございます、否定説につきましては、親が子に会いたいという心情は、それは親子の血縁の仲から自然な姿であります、それが法的な権利として強制力をもって保護する性質のものではないのではないかとというのが、否定説でございます。

そういった中でもう一つ肯定説につきましては、さらに子の権利とする考え方、親の権利とする考え方、双方の権利とする考え方、そこら辺がまだ明確になっていない部分でございます。そういった中で、民法の中ではですね、現在面接交渉という明確な文言はないわけでございますが、その制度としては、一つ制度化されているということでございます。

また、行政の支援ということでございますが、当市で今行っていますが、どちらかと言いますと逆の支援でございます、女性が逃げてきた、その女性を保護するという支援は十分行っておりますが、仲介に立ってその両者を引き合わせるということがですね、あるいは非常に重大なまづい結果を及ぼすことも考えられますので、そこら辺につきましては、しないというわけではございませんが、まだまだ研究の余地があるかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） わかる範囲でお答えいただきたいと思うんですけど、子どもの権利条約はあくまでも子供の権利をうたったものでありますけども、こういった離婚後のですね、親御さんの権利をうたった何かそういった条約的なものってのは存在してるんでしょうかね。

○子ども生活部長（木内和郎君） 児童の権利に関する条約第9条第3項では、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」ということでうたわれています。これを読み砕きますと、児童の権利であるとともに父母の権利でもあるのかなと、そのように考えられると思います。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） 父母の権利というよりは、父母の義務かなというふうにとれなくもないのかなと思うんです。権利義務関係で児童にも父母にも当然権利も義務も生ずる部分ではあるんですけども、そのところで——どちらかといったら、ただ子どもの権利条約ということを趣旨から踏まえれば、親御さんのほうに権利を設けているとか、その認めているというよりは、子供のほうに比重をかけて権利を認めているというふうなとらえ方をするほうがいいのかというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○子ども生活部長（木内和郎君） 児童の権利に関する条約の解説といいますか、その中では総体的にですね、

児童の立場から、面接交渉につきましては父母との面接交渉を子の基本的な権利として規定したものであるということで、ここにつきましてははっきり子供の——もちろん子どもの権利条約でございますので、子供の権利最優先ということで定義していると思います。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 陳情者の提出されている内容の中で、先進国で唯一日本のみが離婚後の単独親権制度を採用していると、逆に言うと諸外国では共同親権であるということが書かれておりますけれど、この辺の事情について、もし承知していることがあれば御説明いただければと思います。

○子ども生活部長（木内和郎君） 他国の状況をですね、ちょっと簡単に調べてみました。

まずアメリカでございます。アメリカではもうその考え方が根本的に違っていて、日本でいうところの親権ではなくて、監護権を持つ親がいるという、そういう考え方に立って当初発足したと聞いております。当初は母親を監護者とする母親優先の考え方があったようでございますが、現在ではですね、共同監護権は法的共同監護権と身上共同監護権があって、両方とも法的に両親がともに同じ権利を持つという考えに立っているということでございます。ただアメリカすべての州が共同親権、共同監護権を持つということではなく、中には単独監護権を有する州もあるということでございます。

それからドイツでございますが、ドイツにつきましては、やはり1970年代までは単独監護権が優先されるということだったわけなんですけど、99年の法改正によりまして、共同監護権を中心に、状況によって単独親権も優先する、という方向が示されているということでございます。

あとフランスでございますが、やはり1970年親権法の改正によりまして、親の訪問権として明文化されたということでございます。さらに2002年の法改正によりまして、両親の共同親権の原則が明記されたということでございます。先進国につきましてはそういう状況でございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） よく調べていただきましてありがとうございます。

もう一つ、そういう中でですね、この罰則を伴った面接交渉の制度化ということを陳情者は言ってるわけですが、これ逆に言うと日本では今罰則はないけれども、今御説明いただいた先進国といわれる国々の中では、この面接交渉に対して、行われなかったときには何らかの罰則があって、強制力が働いているということが現実にあるのかどうか。その点でもしつかんでいることがあれば、御説明いただきたいと思います。

○市民生活課長（吉沢寿子君） 部長のほうから御説明させていただきましたが、例えばドイツでは強制金などの制度があるということで——罰則というところでは、実際に会えない場合には強制金ということがありますが、現実にはですね、子供に会うことを嫌がる親御さんはほとんどいないということになっているそうです。

それからフランスでは、やはり正当な理由なく子の引き取りを拒否する場合にはですね、制裁として刑事罰が科せられる可能性があるということでございます。

以上でございます。

○委員長（関田正民君） ここで休憩をしたいと思います。

議事運営の都合上、休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前11時15分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員（中間建二君） この際、動議を提出いたします。本件につきましては質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されることを望みます。

本日の委員会の質疑の中で、大后委員のほうで意見表明もありましたが、この陳情者のおっしゃっている趣旨は私も十分理解をできるところであり、先進国と比べて日本の法制度がおくれているということも、委員会の中で明らかになった部分はあるかと思えます。ですのでそういった意味で、離婚をした親子の面会交流の制度化なり法制化、また親子の交流を保障するための行政の支援等々、そういうものが必要であることは論をまたないと思うんですが、この陳情者がおっしゃっている罰則の伴った面会交流というところに対しては、どうしても現状の今の日本の社会情勢、また実際に起こっている親子の問題、夫婦の問題、さまざまな事例を勘案したときに、直ちに罰則を伴った面会交流ということが議会として賛同できるかという、私は非常に難しいんじゃないかと、このように考えます。

そういった意味で、面会交流の制度化、法制化ということについては十分賛同できるわけですが、罰則の伴った制度化ということについては、やはりどうしても異論を唱えざるを得ないと、そういう意味では議会としては趣旨採択として採決されることを望みたいと思います。委員長においてよろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

○委員長（関田正民君） ただいま中間委員から、質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員（西川洋一君） 私は趣旨採択にも異議ありません。

といいますのは、要するに採択ですよ、趣旨について。特にこの陳情の中心的な要旨は、罰則の伴った面会交流の制度化なんですよ。ですからこれまでの私どもの議会で、陳情について趣旨採択という例は多々あるわけですが、それはその趣旨の全体がやはり賛成できる場合採択、個々の文面だとかそういう多少ちょっとおかしい文章があるかなというような場合でも、それは趣旨には賛成という場合は多々あったと思うんですよ。

ただ今回の場合には、罰則の伴った面会交流が中心になっておりますのでね、これは今の現状から見てそぐわないというふうに私は思っているわけです。ただしこの陳情者が言いますように、本来調停をした後で裁判所も面会すべきだと、させるべきだと言っているにもかかわらず、それができない実態つつうのが現にあるわけですよ。それに対してきちんとした行政側の対応がない、行政の側から強制力もない、という意味において、面会させる、これは子供のためにも親のためにもいいわけですよ。そういう不備があることは確かですので、その面についてはね、全面的に私も応援して、今の法整備、法改正も含む整備には応援したいと思うんですよ。

ただし「罰則を伴った」というふうに一律に言いますと、逆の立場の人たちも現にいるわけで、それにも罰則をかけての面会をさせるというのは私はいかがなものかというふうに思いますのでね、趣旨採択にも私は反対をしたいと思いますので、ただいまの動議は異議ありです。

○委員長（関田正民君） 趣旨採択として採決することに御異議がございますので、本陳情の質疑を続けます。
質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
討論を行います。
討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員（大后治雄君） 法的な不備により、裁判所における運用や、地方自治体におけるサポートが非常におろそかになっている現状があると考え、公的支援体制を整えてもらいたいという趣旨には大いに賛同するものがあります。本委員会審議の中でも申し上げたように、離婚後の親子の面会につきましては、6年前に我が党も議員立法を提出しており、内容は離婚時の養育費、面会等取り決めに推進するものであります。

しかしながらこれらには罰則は設けず、強制にわたるものではありません。本陳情後段の罰則の伴った法整備に関しましては、対象とする事案が複雑多岐にわたるものに関し、安易に罰則を設けるべきではないという立場から、非常に残念であります。本陳情には反対するという立場でございます。

以上です。

○委員長（関田正民君） 討論を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
御異議がありますので、起立により採決いたします。
本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（関田正民君） 起立なし。
よって本件を不採択と決めます。

○委員長（関田正民君） これをもって平成20年第4回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前11時23分 散会